

「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和2年6月に「令和3年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。
このたび、重点的提案18事項の主な措置状況（令和3年4月1日現在）を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 新型コロナウイルス感染症対策		
1 地方税減収への対応	ア 措置	<p>地方財政法の改正により、減収補填債の対象税目に地方消費税等7税目が追加された。ただし、令和2年度限りの措置とされており、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が見通せない中で、令和3年度以降に懸念がある。</p> <p>また、令和3年度までの措置として、減収補填債の対象外となる税目や使用料・手数料の減収について、特別減収対策債の発行が可能とされた。</p>
2 地方創生関連交付金	イ 一部措置	<p>(1) 年度間流用、基金の造成について認められたところであるが、交付金の算定にあたっては財政力が考慮されており、また、令和3年度においては臨時交付金又はこれを引き継ぐ新たな交付金は措置されていない。</p> <p>※4月23日付で内閣府より事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)の創設について」が出され、新たに事業者支援分が創設されることとなった。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を理由とした計画期間の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更について認められるなど柔軟な対応が図られた。</p>
3 医療	イ 一部措置	<p>(1) 令和3年2月に特措法及び感染症法が改正された。</p> <p>(2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金においても、設備整備の交付対象となる項目に変更はなく、また施設整備については、引き続き交付対象になっていない。</p> <p>(3) 国の第三次補正予算が令和3年1月28日に成立し、国の直接執行による感染拡大防止対策への追加支援、小児科への診療報酬上の支援が決まり、かつ、必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで、外来・在宅等における初診料や再診料等、入院における入院基本料や特定入院料等に係る診療報酬を加算する取扱いが示された。</p> <p>(4) ワクチンの実用化や簡易検査キットの開発等については、一定程度実現された。</p> <p>(5) 文部科学省の「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の一部として少額は予算措置されたが、十分ではない。</p> <p>(6) 本県の精神科コロナの医療提供体制を運用しており、国の財政的支援の措置が講じられた。</p> <p>(7) 令和2年12月15日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」より、小児の診療においては、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、外来と入院の診療報酬の点数の上乗せが適用された。透析患者、妊産婦については、診療報酬上の財政的支援は講じられていない。</p> <p>(8) 国において、自治体職員や医療・福祉従事者等の危機管理対応能力の向上に資する研修体制や、感染症対策の専門家チームの派遣体制が設けられた。</p> <p>(9) 国の検討会において、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しについて議論されているが、コロナ禍におけるオンライン診療に係る限時的・特例的措置は長期的な議論が必要ということから、取扱いの恒久化に向けた時期等は示されておらず、具体的な措置は講じられていない。</p>
4 防災・減災	イ 一部措置	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、避難所における感染防止対策用物資等の備蓄費用等の措置は講じられたが、あくまで臨時的な措置であり、今後発生が見込まれる恒常的な財政負担に対する措置等は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等		措置状況	措置の概要
5	福祉	イ 一部措置	<p>(1) 令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症対応の評価分として、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乘せられることとなったが、半年間の時限措置に留まっている。</p> <p>(2) 利用料減免への財政支援制度は創設されていない。</p> <p>(3) 感染予防対策を講じるための人件費等について一部措置されたものの、介護・障害分野と同等の慰労金については予算措置されていない。</p> <p>(4) 障害者支援施設等で、陽性者又は濃厚接触者が発生した場合においても、サービスの提供が継続できるよう、必要となるかかり増し経費を補助する「サービス継続支援事業」が実施された。</p> <p>(5) 生活福祉資金に係る貸付原資等について、国の予備費や補正により一部措置された。</p>
6	産業・労働	イ 一部措置	<p>(1) 実質無利子融資については、5月1日から融資当初3年間の実質無利子、保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金(いわゆるゼロゼロ融資)」が創設され、実現したが、制度融資の保証料に対する恒常的な補助制度については、現在のところ措置されていない。なお、支援のための手続きのスピードアップ化については、国は金融機関や自治体等へ対し、ペーパーレス化、デジタル化を含めた迅速な手続きを図るよう通知している。</p> <p>(2) 持続化給付金、家賃支援給付金、中小企業等事業再構築促進事業等、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対して措置がなされた。ただし、今後も引き続き事業者への支援が必要となることから、令和4年度予算に向けて、持続化給付金の再度の支給及び要件緩和等、適切な支援策を求めていく。</p> <p>(3) 国土交通省観光庁の令和3年度予算(予備費・令和2年度第3次補正予算)において、GoToトラベル事業の延長に係る予算措置がされた。また、商店街などを対象にした需要喚起対策について、「GoTo商店街」による支援が令和2年度第3次補正予算により予算措置された。しかしながら、令和2年度第1次補正予算と比べて予算額が少なく、また前回とは異なり、一定の金額を商店街等に負担する見込みであることから、商店街の活性化につながる支援措置はより一層必要である。</p> <p>(4) 雇用創出基金の創設について、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(5) 国土交通省観光庁の令和3年度当初予算において、「新たな旅のスタイル」促進事業や宿泊施設を核とした新たな観光ビジネス展開支援に係る予算措置がされた。</p> <p>サテライトオフィス等の施設整備・運営などを支援する、地方創生テレワーク交付金が創設されたが、交付対象者は原則として東京圏外の地方公共団体とされ、本県については、県内条件不利地域のみ限定して事業を行う場合に限定されている。</p> <p>また、「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進を行うこととされたが、テレワーク等がもたらした新たな働き方の定着に向けて、引き続き、環境の整備や普及啓発をしていく必要がある。</p> <p>キャッシュレス決済などの非接触機会の拡大や、大容量・低遅延・同時多接続の特性を備えた次世代ソフトウェアの技術開発等の支援などテクノロジーの活用を促進する措置が講じられた。</p> <p>ローカル5Gについては、キャリアによるサービス展開が開始され、制度化が完了したが、特に支援にかかる予算措置はされていない。</p> <p>また、6Gについては、令和2年6月に、総務省がBeyond5G推進戦略を公表し、今後の施策の方向性が一定程度示された。</p>
7	農林水産業	ア 措置	<p>農畜水産物の販売促進支援については、国産農林水産物等販売多様化緊急対策等が措置され、学校給食への県産等の和牛肉や水産物の提供に活用した。</p> <p>セーフティネットの運用については、収入保険制度における収入上昇特例の適用や、令和3年は収入保険と野菜価格安定制度の同時利用が可能となるなどの措置が講じられた。</p> <p>輸入飼料については、第4四半期の価格高騰への配合飼料価格安全基金が発動され、安定供給に対する措置が行われた。なお、輸入肥料については、懸念された価格高騰は発生しなかった。</p>

提案事項名及び項目名等		措置状況	措置の概要
8	教育	ア 措置	(1) 感染症対策や教育活動の充実に向けた各種支援策に必要な財政措置について、令和2年度国補正予算で措置が講じられた。 (2) 令和2年度は、大学入試に係る日程の一部後ろ倒しや大学入学共通テストの複数日実施等の措置が講じられた。
2 地方税財政制度の改革			
1	地方の仕事量に見合った税財源の確保	ウ 未措置	消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲などは実現しておらず、地方の仕事量に見合った税財源は確保されていない。
2	地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	令和3年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については前年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されたが、地方の財源不足は解消されていない。
3	臨時財政対策債の廃止・縮減	イ 一部措置	財政力の高い自治体に多く配分されている臨時財政対策債の本県の配分率は、令和2年度の算定で、本来、地方交付税で措置される額に占める割合で、50.3%（令和元年度）から46.4%（令和2年度）に減少した。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の地方財政計画における臨時財政対策債の発行額は、5.5兆円と前年度比2.3兆円増加しており、本県の配分割合は再び増加する見込である。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源別枠は確保されていない。
3 SDGsの推進			
1	地方創生に向けたSDGsの推進	イ 一部措置	SDGsを原動力とした地方創生を進めるため、SDGsに取り組む自治体の更なる拡充に取り組むことを国に提案してきたが、国は、令和2年12月21日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、SDGsに取り組む自治体を2024年度末までに60%にすることを目標設定した。また、SDGs達成に向けて取組を行っている自治体が39.7%（2020年度）に達する状況となったことから、SDGsに取り組む自治体を拡充するという本県の提案趣旨は措置されている。
4 分散型エネルギーシステムの構築			
1	再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
2	水素社会の実現に向けた取組の促進	ウ 未措置	水素ステーションの整備について、補助は行われているが、用地取得費用を補助対象経費に含めるなどの制度の拡充は行われていない。また、燃料電池フォークリフト用の水素供給設備に対する補助制度について、具体的な措置は講じられていない。
5 脱炭素社会の実現			
1	2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	イ 一部措置	令和2年10月に国として、2050年脱炭素社会の実現を表明するとともに、令和3年4月に、国の中期目標である2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標についても、2013年度比△26%から△46%へ引き上げが行われ、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明された。 一方で、石炭火力発電の在り方やイノベーションの早期実現を含めた具体的な道筋、取組内容等は示されていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
6 資源循環の推進		
1	プラごみゼロに向けた取組の推進	<p>ウ 未措置</p> <p>使用済プラスチック製品の再生利用について、素材や用途に応じた最適な再生のあり方は示されていない。 また、海洋プラスチック問題の国民への周知のための取組として、「プラスチック・スマート」を展開し、キャンペーンの実施やフォーラムの設置を行っているが、今後、ポイ捨て・不法投棄撲滅の推進面での更なる拡充が必要である。 海岸漂着物等地域対策推進事業による海洋ごみ等の回収・処理に係る事業費の補助率は、依然として7割に留まっており、10割に還元されていない。また、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についての支援策は現状なく、提案内容を満たす措置はされていない。</p>
7 防災・減災、国土強靱化対策の推進		
1	土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進	<p>イ 一部措置</p> <p>【道路】 道路斜面の土砂崩落対策、橋りょうの耐震化、災害時に迂回路となるバイパス整備などに必要な予算について、本県配分額が示され、一部措置されている。</p> <p>【河川】 ハード対策及びソフト対策について、令和2年度補正予算は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、補助金、交付金ともに措置された。令和3年度当初予算は、補助金は措置されたものの、交付金の配分がほとんどなく、別途、防災・減災対策等強化事業推進費の追加支援により事業費の確保などに努めている。</p> <p>【砂防・海岸】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直し、海岸保全施設の整備等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算において、要望額が措置された。</p> <p>【下水道】 下水道における処理場主要施設の耐震化、重要な幹線の耐震化、電力供給停止時の非常用発電設置・増強については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や「交付金の通常配分」により、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算において、一部措置された。</p>
2	安否不明者・死者氏名等原則公表の法令等への明記	<p>ウ 未措置</p> <p>具体的な措置は講じられていない。</p>
3	風水害対策の支援強化	<p>ウ 未措置</p> <p>具体的な措置は講じられていない。</p>
4	津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	<p>イ 一部措置</p> <p>簡易基準の策定は講じられたものの、検証を確実に実施できるような財源措置等については講じられていない。</p>
5	箱根山火山の観測体制の強化	<p>イ 一部措置</p> <p>既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。 一方で、観測体制の充実強化については、草津白根山の噴火により見直された国の方針に基づいて、箱根山にも気象庁により監視カメラの増設が決まっているが、今後も、ひずみ計や磁力計等の設置を含む観測体制の充実強化と観測データの解析等についての技術的な支援が必要である。</p>
6	地震観測体制及び地震調査研究の充実	<p>ウ 未措置</p> <p>具体的な措置は講じられていない。</p>
7	石油コンビナート地域の防災対策の強化	<p>イ 一部措置</p> <p>資源エネルギー庁において、石油関係事業所における地震・津波・液状化対策への支援について、予算措置された。 また、経済産業省において、令和元年度に産業保安のスマート化を図る取組における、ドローンを活用した実証試験やIoT等の先端技術にも精通した人材育成講座を実施した。しかし、知識や技術の継承及び従業員への研修支援について、具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
8 基地対策の推進		
1	基地の整理・縮小・返還の早期実現 イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。新たな合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意されたが、具体の返還時期は示されていない。
2	厚木基地の航空機騒音の軽減 イ 一部措置	国の令和3年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機離着陸訓練施設に関する事業費が予算措置された。 恒常的訓練施設が確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
3	基地周辺対策の充実強化 イ 一部措置	国の令和3年度当初予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。 住宅防音工事については、進捗率約81%に留まり、未実施世帯を解消することが必要である。
4	基地の安全管理の強化 イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ポンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ポンベ保管倉庫に酸素ポンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ポンペ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。
5	日米地位協定の見直し ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
6	災害時等における米軍との相互協力 ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
7	原子力艦の事故による原子力災害対策の充実 ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
9 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進		
1	「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進 ウ 未措置	令和2年3月、「第2期健康・医療戦略」の閣議決定がなされ、本県において未病コンセプトの普及や未病指標の構築など先駆的な取組が進められていることが盛り込まれたが、「未病」の考え方に基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2	再生・細胞医療の実用化の促進 ウ 未措置	令和2年度に、文部科学省の予算において、国立研究開発法人科学技術振興機構の「共創の場形成支援プログラム」(産学連携共同研究を行う新規プログラム)が開始され、令和3年度も予算措置された。 県は、このプログラムの令和3年度公募において、関係機関と連携しながら申請予定であり、採択されれば再生・細胞医療の実用化についての予算が措置される可能性がある。 しかし、再生・細胞医療の実用化に向けた予算措置については、関係省庁の予算を想定して幅広く一層充実させることが必要である。
3	外来感染症対策での革新的技術の活用促進 ウ 未措置	文部科学省の「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」の一部として少額は予算措置されたが、十分ではない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し		
1	税制度の見直し	ウ 未措置 市街化調整区域内の農地を市民農園として供する場合に相続税等納税猶予制度の対象とすること及び市街化区域内(生産緑地地区内を除く)の農業用施設農地の固定資産税等の軽減について、具体的な措置は講じられていない。
11 健康・長寿社会の実現		
1	未病改善の取組による健康・長寿社会の実現	イ 一部措置 令和3年度介護報酬改定において一部、自立支援・重度化防止の取組を評価する加算が拡充されたが、より未病の概念を取り入れた総合的な評価方法について検討する必要がある。 また、平成29年2月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが(令和2年3月閣議決定の第2期においても同様)、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2	健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供	ウ 未措置 健康寿命算定方法を見直すことについて、具体的な措置は講じられていない。
3	認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置 継続した取組として、認知症研究の推進や実証事業の予算が確保されたほか、認知症本人や家族に対する市町村の伴走型支援拠点整備事業の創設などが示されたものの、認知症施策推進に係る恒久的で活用しやすい財源措置や、若年性認知症に関する施策強化が十分講じられたとは言えず、また、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていないため、研究等の一層の推進が必要である。
4	がん対策の推進	ウ 未措置 (1) 画像診断やゲノム解析など一部ではAIが用いられてきているが、今後も広く推進していく必要がある。 (2) 令和2年度の診療報酬改定では、保険適用の拡大及び診療報酬額の引き上げも見送られた。また、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。
5	感染症対策の強化	ア 措置 国において、自治体職員や医療・従事者等の危機管理対応能力の向上に資する研修体制や、感染症対策の専門家チームの派遣体制が設けられた。
6	オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等	ウ 未措置 「オーラルフレイルに係る保険の対象範囲の拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」について、具体的な措置は講じられていない。
7	持続可能な国民健康保険制度の構築	ウ 未措置 保険者のインセンティブに関しては、令和2年度には保険者努力支援交付金の取組評価分に対し法定外繰入額などに対しマイナス評価が導入され、本県の交付金額が前年比マイナスとなった。 その他については、具体的な措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
12 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進		
1	地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置 介護分については、補助メニューが追加されたものの、広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業は介護施設等の創設が条件となっており、地域の実情に応じた補助メニューは措置されていない。 人材確保対策について、地域の実情や創意工夫が活かせる柔軟な仕組みへの見直しはなされていない。また、依然として、事業区分間の融通を認められていない。 なお、医療分については具体的な措置は講じられていない
2	保健・医療・福祉を担う人材の確保定着	ウ 未措置 (1) 医師確保対策の推進 大学医学部の地域枠による臨時定員増の令和5年度以降の取扱いについて、国では臨時定員増を見直す方向性の議論が行われており、具体的な措置は講じられていない。 (2) 福祉介護人材の確保・養成 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 准看護師養成の停止・修学資金貸付制度の創設 現時点で国から准看護師養成停止の方針は示されておらず、准看護師から看護師を目指す者を対象とした修学資金貸付制度も創設されていない。 臨床研修制度における募集定員は、引き続き、引き下げられたままとなっており、具体的な措置は講じられていない。 専門医制度において、定員設定及び財政支援について具体的な措置は講じられていない。 (4) 救急救命士の職域拡大 具体的な措置は講じられていない。 (5) 医療クラークやAI等の活用 令和2年度の診療報酬改定にて医師事務作業補助体制加算が反映されて以降は特段の措置は講じられていない。
3	介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	イ 一部措置 令和3年度介護報酬改定において、テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務軽減の推進が図られたが、事業所においてインセンティブが働くような、介護保険制度の持続可能性を高める仕組みの構築のためには、さらなる報酬の充実等が必要である。
13 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し		
1	共生社会の実現に向けた積極的な取組について	ウ 未措置 障害者週間における広報などの取組により一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供に関する普及啓発の強化等について、具体的な措置は講じられていない。
2	障がい福祉施策に係る超過負担の解消	ウ 未措置 地域生活支援事業全体としては若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。
3	小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置 具体的な措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
14 子ども・子育て応援社会の推進		
1	待機児童対策の一層の推進 イ 一部措置	<p>(1) 子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューの一部が令和2年度に引き続き実施された。</p> <p>(2) 保育所整備の嵩上げについては、令和3年度も継続された。また、幼稚園の預かり事業についても充実が図られた。</p> <p>(3) 保育士の処遇改善については、令和2年度当初と比較して0.3%の減となっており、全職種平均との格差はいまだ大きい。</p>
2	児童虐待防止対策の推進 イ 一部措置	<p>配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、地方交付税措置が講じられているが、さらなる予算措置が必要。</p>
3	子どもの貧困対策の推進 イ 一部措置	<p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金制度の着実な実施に向けた予算が拡充されたものの、引き続き経済的な支援や教育、生活、保護者に対する就労の各支援施策の充実が必要である。</p>
15 拉致問題の早期解決		
1	拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現 イ 一部措置	<p>(1)~(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。</p> <p>また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われず平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。菅総理大臣は、安倍前総理大臣と同様、条件を付けずに日朝首脳会談を実施したい意向を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
16 ヘイトスピーチ対策の推進		
1	ヘイトスピーチ対策の推進 ウ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
17 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上		
1 幹線道路網の整備と活用	イ 一部措置	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。 新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、中央自動車道の小仏トンネル付近上り線等の渋滞対策事業が着実に進められている。 スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 令和2年9月26日に厚木PAスマートインターチェンジが、令和3年3月31日に綾瀬スマートインターチェンジが開通し、その他のスマートインターチェンジについても事業が着実に進められている。</p> <p>(3) 幹線道路の整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 道の駅については、重点「道の駅」候補に選定されている道の駅「(仮称)サザン茅ヶ崎」等について、一部予算措置されている。</p>
2 鉄道網の整備促進	イ 一部措置	<p>(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内では、5箇所すべての非常口設置工事が、相模原市内では、県内駅設置工事が順調に進められ、また、県内の全ての区間で、本線トンネル工事が発注されるなど、着実に事業が進められている一方、2027年の品川・名古屋間の開業に向け、未着工区間については、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、国土交通省から技術的支援がなされている。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置は、講じられていない。なお、藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和4年度から事業を進めていくため、確実な予算措置をお願いしたい。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援の拡大や、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。</p>
3 新たなモビリティサービスの取組促進	イ 一部措置	<p>MaaS導入に向けた協議会の設置や先行モデル事業の実証実験に対する支援などの措置がなされているが、取組を加速し、スマートモビリティ社会を早期に実現するためには、地域や民間事業者が行う取組への支援をより一層拡充する必要がある。</p>
18 県営住宅の健康団地への再生		
1 コミュニティ再生のためのPFIによる県営住宅の建替推進	イ 一部措置	<p>PFI事業の着手に向けた所要の経費について、令和3年度の交付金が措置された。 今後、事業を進めるためには、事業の着手年度以降、終了年度に至るまで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p>